

全めん通信

発行所
 全国製麺協同組合連合会
 東京都江東区森下3-14-3
 電話 03(3634)2255(代表)
 FAX 03(3634)1930
 編集発行人
 金子増男

令和2年度第4回理事会開く

全国製麺協同組合連合会

全国製麺協同組合連合会(鳥居憲夫会長)は11月10日(火)、東京都江東区森下の江東区森下文化センターで理事会を開催した。川崎昌明副会長が開会を宣し、鳥居憲夫会長が挨拶を述べた。本理事会の議長に金子増男専務理事が選任され、議事に入った。

(1) 報告事項

1) 令和2年度事業の進捗状況について(4月から11月まで)

1. 諸会議の開催

① 通常総会 令和2年6月17日(水)
 〈書面開催〉

② 理事会

I. 第1回 令和2年6月4日(木)
 〈書面開催〉

II. 第2回 令和2年8月5日(水)
 〈書面開催〉

III. 第3回 令和2年8月31日(月)
 〈書面開催〉

③ 三役会

I. 第1回 令和2年9月9日(水)

〈全麵連会館〉

II. 第2回 令和2年11月10日(火)

〈全麵連会館〉

④ 会計監査会

I. 第1回 令和2年6月4日(木)

〈書面開催〉

II. 第2回 令和2年11月10日(火)

〈全麵連会館〉

2) 事業活動報告について

① 新型コロナウイルス感染症の対応

② HACCP制度化に伴う事業

③ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に関する事業

④ 調査、確認等の事業

⑤ 講習・研修会に関する事業

⑥ 共済、福利厚生事業の取組

⑦ イベント等に関する名義の使用、協賛依頼に関する事業

⑧ 「全めん通信」の発行

⑨ 庶務事項

3) 当会から役員、委員を選出している団体について

一般社団法人全国公正取引協議会連合会
 監事、全国めん類衛生技術センター会長
 および一般社団法人日本冷凍めん協同組合
 会長は当会会長が務めるが、任期中での
 変更は当該団体の法的手続き等が必要
 となることから、来年の改選期までは前
 会長の大峯茂樹常務理事・顧問が引き続
 きその任にあたることとした。

4) 部会の近況報告について

① 学校給食部会(全国学校給食めん部会)

新型コロナウイルス感染症予防対策として学校休業となり給食の休止に伴う加工賃の補償については、3月分は概ね補償いただいたが、4月、5月分は、学校設置者の市町村の判断に委ねられたため、一部地域では補償されなかったが、全体的には補償を受けることができないう状況であった。

② 青年部会(全麵連青年部連合会)

新型コロナウイルス感染症の影響で、総会は書面開催、10月までの研修事業は中止した。11月21日、22日に研修会を奈良県奈良市で開催する。

5) 新会長就任の挨拶廻りの報告について

令和2年10月6日(火)に鳥居憲夫会長、金子増男専務理事、栗田晴巳専務理事、前場敏男理事・顧問及び木下州土事務局長の5名で挨拶廻りを行なった。訪問先は、農林水産省食料産業局、厚生労働省医薬・生活衛生局監視安全課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、消費者庁表示対策課、国会議員23名、関連団体8団体、大手製粉企業4社、農林水産省食料産業局の太田豊彦局長との面談では、生めん類業界において新

主な内容

全国製麺協同組合連合会 第4回理事会	1面
全国学校給食めん協議会 第2回全国組合会議	4面
全麵連青年部連合会第2回研修会	6面
セーティネット保証4号の指定期間の延長について	6面
事業所における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本的なガイドライン	7面
新型コロナウイルス感染症の陽性者などが発生した場合における衛生上の職場のルール	10面
新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について(協力依頼)	11面
インフルエンザとの同時流行に備えて	12面

型「新型コロナウイルス感染症による厳しい現状を訴えるとともに、引き続きの支援と協力をお願いをした。

6) 第61回全国・第28回九州ブロック製麺業者九州大会について
 開催日：令和3年11月11日(木)へめの日

場所：熊本ホテルキャッスル

7) 「全国年明けうどん大会2020 in さぬぎ」の開催について。
 名称：「新しい生活様式で新年の幸せを願う」全国年明けうどん大会2020 in さぬぎ「特別開催」

2020 in さぬぎ「特別開催」

開催日：令和2年12月5日(土)、6日(日) 9:00～15:30
 場所：サンメッセ香川
 ※当会「後援」

8) 農林水産省「製麺業の適正取引推進ガイドライン」の策定について
 (令和2年10月20日農林水産省依頼)

適正取引推進ガイドラインは、これまで「豆腐・油揚げ製造業」及び「牛乳・乳製品製造業」の2業種が策定されている。当会では3年前から「生めん類」のガイドラインの策定に向けて農林水産省と話し合いを重ねてきたが、この度、農林水産省では製麺業においても問題のある取引事例があることから、「製麺業の適正取引推進ガイドライン」の策定に取組むための検討をはじめることとなった。

9) ガソリン給油カードについて

日本物流協同組合の車両燃料の共同購入による「ガソリン給油カード発行」事業の紹介があった。本事業は、燃料代が全国統一価格となりコストと売掛制度のため事務の軽減につながるから、当会傘下会員組合員に紹介を行なうこととした。

(2) 協議事項

1) 令和2年度上半期決算報告(4月～9月)について

令和2年度上半期の決算報告が行われた後、監査報告を大島信二監事が行い法令および定款に適合する旨の報告がなされた。

2) 事務局の運営体制について

鳥居憲夫会長より今後の事務局体制についての提案があり協議したところ了承された。

3) 退任役員等の表彰について

令和2年6月17日開催の第58回通常総会において役員改選により退任等された理事・監事に対して、例年は当該年度開催の全国大会において表彰を行なっているが、今年度の全国大会が来年11月に延期となったため、令和3年2月2日開催の全国組合理事長会議、新年懇親懇談会において行なうこととした。

4) リモート会議について

現在のコロナ禍の中、また緊急時においてリモート会議が行なえる体制を整備していくこととした。

5) 今後の会議の日程について

下記の予定で開催をすることとした。

令和3年

2月 全国組合理事長会議、令和3年新年懇親懇談会(2日)

3月 委員会、部会

5月 第1回理事会

6月 通常総会(25日)、委員会、部会

7月 第2回理事会

9月 委員会、部会

10月 第3回理事会、委員会、部会

11月 第61回全国大会(11日)、委員会、部会

部会

6) 全麺連会館の今後の運営について

全麺連会館(鉄筋コンクリート6階建て)は、昭和56年竣工、昭和60年に取得し築39年となる。今後の対応について引き続き検討をすることとした。

(3) 審議事項

1) 委員会および部会の取組内容と担当役員
 の選任について

鳥居憲夫会長より、厳しい状況の中、

いかに会員(組合)および会員傘下組合員を支援できるのか、いかに今後の事業を効率よく行なうか、全麺連の認知向上の取組など様々な課題・問題を委員会、および、部会で協議していく旨の説明があり、その役割、委員構成を審議したところ次のとおり決定された。

① 委員会(敬称、役職名略)

I. 広報活動委員会

(取組内容)

ア. 全麺速報(FAX)、または電子メールにて全組合員に配信
 イ. 全めん通信、ホームページの管理(より活用的なものにする)

ウ. インターネットの活用(業界情報の検索)、SNSでの発信(全麺連としての発信力を高める)

エ. 事務局のデジタル化

(委員)

委員長 太田年明

副委員長 堀 哲次

委員 金子増男、奥野貴史

西山隆司、池田政弘

II. 交流事業運営委員会

(取組内容)

ア. 全国大会、総会懇親会、新年懇親会の内容および運営についての検討
 イ. 関係官庁、関連団体、国会議員等との協議及び交流

委員長 川崎昌明

副委員長 金子増男

委員 古川宗夫、栗田晴巳、岩崎一隆、大峯茂樹、富江彦仁、尾関郁夫、大島信二、堀

III. 流通・業務対策委員会

(取組内容)

ア. 流通小売業対策、業務用対策
 イ. 時局の諸課題についての検討と対応

委員長 鳥居憲夫

副委員長 石田弘榮

委員 栗田晴巳、岩崎一隆、戸田敬、田村昌生、脇田祐輔、門田慎太郎、吉田安宏、前場敏男

(委員)

委員長 鳥居憲夫

副委員長 古川宗夫(全国大会担当)

委員 金子増男、戸田敬

田村昌生、脇田祐輔、門田慎太郎、吉田安宏、前場敏男

IV. 財務委員会

(取組内容)

ア. 収入、支出の精査(情報資料の在り方等)
 イ. 新たな収益事業の検討
 ウ. 賦課金の見直しの検討

(委員)

委員長 鳥居憲夫

副委員長 石田弘榮

委員 栗田晴巳、岩崎一隆、戸田敬、西山隆司、大西盛明

役員外・賛助会員、関連団体

(取組内容)

ア. 収入、支出の精査(情報資料の在り方等)
 イ. 新たな収益事業の検討
 ウ. 賦課金の見直しの検討

(委員)

委員長 川崎昌明

副委員長 金子増男

委員 古川宗夫、栗田晴巳、岩崎一隆、大峯茂樹、富江彦仁、尾関郁夫、大島信二、堀

敬祐

V. 単組・組合員支援事業委員会

(取組内容)

- ア. 税理士、社会保険労務士、司法書士、弁護士等と連携しての相談窓口(組合員がすぐに対応できる体制づくり)
- イ. HACCP 制度化(義務化)へのサポートと推進
- ウ. 関係する補助金事業の紹介
- エ. 商品開発とその研究(産学官連携、食品技術センター、製粉企業等)

オ. 各都会(学校給食麺部会、青年部会、外国人労働受入れ検討部会・製麺技能士部会)の管轄

(委員)

- 委員長 佐々木 剛
- 副委員長 石田弘榮
- 委員 栗田晴巳、酒井正巳、大西盛明、柏木隆夫、岩佐正美、池田政弘

② 部会(敬称、役職名略)

I. めん類消費拡大専門部会

(取組内容)

- ア. 生めん類(うどん、そば、ラーメン、生パスタ等)の消費拡大
- イ. HACCP 制度化(義務化)へのサポートと推進
- ウ. 表示関係(食品表示法等)の対応と、公正競争規約の見直し

エ. 新商品開発

オ. 工場見学会の開催

(部員)

- 部会長 石田弘榮
- 部員 鳥居憲夫、川崎昌明、佐々木剛、太田年明、栗田晴巳、大峯茂樹、大西盛明、池田政弘

II. 外国人労働受入れ検討部会・製麺技能士部会

(取組内容)

- ア. 外国人技能実習制度2号への取組
- イ. 特定技能1号での取組

(部会長)

栗田晴巳

III. 学校給食麺部会

(取組内容)

- ア. 学校給食事業への取組
- イ. 全国学校給食めん協議会との連携と協力

(部会長)

脇田祐輔

IV. 青年部会

(取組内容)

- ・全麺連青年部連合会との連携と協力

(部会長)

池田政弘

2) 賦課金の減額要請について

1 組合員当たりの賦課金負担額は一番高いものになっている、減額要請への対応は必要である。

まずは財務委員会を開催し、全体的な賦課金の見直しを含めて協議し検討を行なうこととした。

3) 任意組合の設立について

新たに任意組合を結成し加入を検討している、については全麺連に加入するうえの条件について協議し、提示した。

- 4) 組合員で当会賛助会員に加入している企業の年会費について
 - ・状況を考慮し、当該事業所と協議し対応をすることとした。
- 5) 令和2年度第1回全国組合理事長会議並びに令和3年新年懇親懇談会および、令和3年度通常総会について
- ① 令和2年度第1回全国組合理事長会議並びに令和3年新年懇親懇談会
 - I. 日程について
 - ア. 日時：令和3年2月2日(火)
 - 全国組合理事長会議 13:30～15:45
 - 新年懇親懇談会 16:00～18:00
 - イ. 場所：KKRホテル東京(東京都千代田区大手町)
- ② 令和3年度通常総会
 - 令和3年6月25日(金)
 - KKRホテル東京(東京都千代田区大手町)

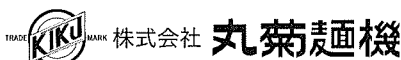
10

について確認したい旨の連絡が有り、10月に消費者庁に伺い内容をうかがうとともに、依頼事項があったことが報告され引き続き協議し対応を図ることとした。

以上をもって令和2年度第4回理事会の議案全部を議了したので、議長より閉会を宣し、閉会の言葉を佐々木副会長が述べた。

M.Y.式製麺機

製麺プラント設計



株式会社 丸菊製麺機

本社 ☎111-0042 東京都台東区寿4-1-6
☎03-3844-8822(代)

工場 ☎120-0012 東京都足立区青井3-21-3
☎03-3848-1688(代) FAX 03-3848-1488

- ◎チェーン移行式自動茹上機
- ◎チェーン反転式自動茹上機
- ◎手動式茹麺長釜
- ◎圧力式蒸気長釜 (二重底式)
- ◎冷水機
- ◎殺菌庫無圧レトルト式半生麺殺菌可
- ◎リフト式殺菌庫
- ◎貫流ボイラー
- ◎東京ガス認定ガス茹釜

(株)ヒゲタ

営業所 東京都足立区千住東2-19-15
〒120-0025 電話 03(3882)8035(代) FAX 03(3882)8033

工場 東京都足立区南花畑3-23-25
〒121-0062 電話 03(3884)0054(代) FAX 03(3884)0692

令和2年度第2回 学校給食関係全国組合会議 開く

全国学校給食めん協議会

全国学校給食めん協議会（脇田祐輔会長）は、11月7日（土）、東京都千代田区神田須田町・東京都製麺会館において令和2年度第2回学校給食関係全国組合会議を開催した。挨拶に、脇田祐輔会長、大島信二東日本学校給食麺組合連合会長、鳥居憲夫全国製麺協同組合連合会長が述べた。

1. 議事

「学校給食めん事業をめぐる課題について」をテーマに参加者全員から意見を述べた。

- 1) コロナ科における課題とその対応
新型コロナウイルス感染症により本年3月から学校休業に伴い、給食も休止となり、学校給食事業者は大きな影響を被ることとなり、このため脇田祐輔協議会会長は、大島信二東日本学校給食麺組合連合会長とその対応について協議を重ねた。
- 当協議会は、全国製麺協同組合連合会と連携して関係する行政、国会議員及び団体に対して、学校給食めんの影響の説明と学校給食休止に伴う新たな活用できる支援・助成策、衛生資材関係等の不足への要望を行なった。

- ① 学校給食臨時休業による補償の申請
ア. 3月（文部科学省）
概ね90%の補償を得られたが、2

回のうち1回分補償の地区もあった。

イ. 4・5月（地方創生臨交付金）

市区町村の事情に応じての判断になるためその対応が分かれた。

② 衛生管理費の申請

助成の対応も分かれた。

③ 持続化給付金の申請

任意組織のため税務申告等の申請ができない組合もあった。

※ 持続化給付金制度

ア. 申請期限

令和3年1月15日まで

イ. 対象要件

令和2年1月以降の前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

ウ. 給付金額

法人：200万円を上限

個人事業所：100万円を上限

2) 品質衛生管理に関する取組み

品質管理に関する意識の向上、日頃の取組みが重要

① HACCPの対応

厚生労働省、食品衛生法
HACCP義務化（施行）

令和2年6月1日。

経過措置期間は施行後1年、完全移

行は令和3年6月1日。

「生めん類のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を活用（全麺連）

食中毒防止の三原則（つけない、増やさない、やつつける）を基本にして、今行っている衛生管理に、本手引書に基づいて、不足箇所を補足していけばよい。

② ノロウイルスの対策

（不十分な清掃、健康管理）

従事者の健康管理、作業前等の手洗い、器具の消毒等の周知徹底を実行する。

③ 食物アレルギーの対策

文部科学省、学校におけるアレルギー対策

ア. 平成20年6月「学校のアレルギー疾患に対する取組みガイドライン」

イ. 平成27年3月「学校給食における食物アレルギー対応指針」

④ そばのコンタミ混入の対応

ア. 製造ラインを十分に洗浄（拭きとり）する。

イ. 特定原材料等を含まない製品から製造する。

ウ. 可能な限り専用器具を使用する。

⑤ 異物混入の防止

（清掃方法、機械備品の再点検）

ア. 毛髪、ねずみの糞や毛、ゴミブリ、ハエ、等

イ. 金属片（機械備品の老朽化）、ガラス、等

⑥ 減塩の対応

ア. 既に減塩で対応している。一部無塩で提供したが食味に課題がでた。

職人の技と力を引き立てる、
「めんもちから」。



水分率 54.90.35% 蛋白質 6.9%

【力強いコシのある食感】

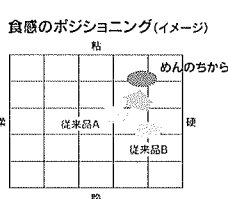
手打製法に最適な小麦粉で、ソフトで弾力の強い食感を引き出します。手感もあり、茹で伸びの遅い麺質が得られます。

【明るい黄色みのある色相】

小麦本来の色とつやにこだわりました。

【上品な小麦粉の旨みと風味】

上質な小麦と挽き方にこだわりました。



手打ちうどん・茹で麺・冷凍麺・乾燥

昭和产业株式会社

本社製粉部 〒101-8521 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル TEL.(03)3257-2904
http://www.showa-sangyo.co.jp

粉末かんすい

生中華麺用、調理麺用、焼そば用、乾麺用、冷凍麺用などご要望に応じた製品を取りそろえております。

下記製品も取りそろえております。

- <揚げ麺の吸油を抑える>
飛竜 揚げ麺用
- <生そば・うどんの日持ちを向上する>
フレッシュロンSU
- <そば・うどんの茹で溶けを防止する>
クッキングメートUP



オリエンタル酵母工業株式会社
〒174-8505 東京都板橋区小豆沢3-6-10
食品事業本部 Tel. 03-3968-1116

3) 加工賃体系

イ. 一方、ゆで工程で減塩されているので、あえてその製品に減塩する必要のない地区もある。

① 加工賃

ア. 上昇要因

最低賃金、パート・アルバイトの人件費、物流費、等

イ. 高止まり

燃料、原材料、副原材料

② 加工賃以外の条件面での補助

ア. 遠距離配送

遠距離、山間地区の配送経費

イ. 品質・衛生管理の改善

HACCP導入に伴う諸費用、等

4) めん給食の維持・拡充等

① 国内産原料使用の推進

小麦、米粉の推進

② 小麦粉の振興

ア. 食育推進の観点からバランスの取れたメニュー提案

製粉、パン業界と連携

イ. 米飯給食の増強(学校数全国

29,553校。実施率100%)

米飯の週当たりの平均実施回数

平成30年3・5回、平成28年3・4

回

③ 他のめん類の活用、献立の提案

生パスタ、冷凍めん、乾めんの活用

④ 学校給食めん向けレシピ集の作成

し、給食でのめんの喫食機会を創出し、

関係機関(自治体、教育委員会、管理

栄養士、等)に配布し促進につなげて

いく。

ア. レシピの発刊

「給食でも家庭でもつくれるおいしいめん料理」

ページ紙面の構成案(再稿)を基

に説明し、内容構成は、概ね了承さ

れた。なお、本日の出席者で修正等

があれば後日でも事務局まで一報を

することとした。本年度中には発刊

する予定でいる。

イ. 今後、学校給食めんの維持・拡充

のための方策の一つの提案として、

印刷物の作成、全廻連ホームページ

掲載内容の充実、等、会員各位をは

じめ、関係機関に、見える形で、活

動していく考えている。

5) 組合員の指定工場等の存続確保

学校給食めんは、今後とも中小事業者

の事業が担う者であり、継続して供給し

ていく体制を整えていくことが重要であ

る。

① 指定工場等の辞退

ア. 後継者がいない(製麺業廃業)

イ. 生産能力の増設ができない、機械

備品の老朽化(設備投資ができない)

ウ. 生産体制の変更(ゆでめん製造の

中止)

エ. 配送問題(納入時間の厳守、配送

人員の不足、冷蔵・冷凍の保管場所

の問題)

② 学校給食めんの非組合員からの新規参

入

ア. 非組合員(学校給食めんに参入す

るため。)

イ. 関係機関からの依頼(供給できな

く、った地域に供給するため。)

日清製粉

北海道産小麦使用【地粉】

道産子U

函館工場で製造しました

北海道産地粉のもっちりした粘りと弾力。北海道の恵みが、麺を美味しくします。

(標準値)灰分	0.36%
粗蛋白	8.5%
(重量)NET	25kg

日清製粉株式会社 営業本部営業部 〒101-8441 東京都千代田区神田錦町1-25 TEL.03(5282)6360
 会員制業務用お役立ちサイト「e-創・食Club」 <https://www.e-sousyoku.com>

令和2年度第2回 研修会を開催

全麵連青年部連合会

全麵連青年部連合会(池田政弘会長)は、11月21日(土)、22日(日)に奈良県奈良市において令和2年度第2回研修会を開催した。

・21日(土) 情報交換および懇親懇談会
奈良県奈良市・菊水楼において22名が参加し、懇親懇談をかねて情報交換を行った。

開会の言葉を山田啓方幹事・全青連近畿ブロック長(大阪府製麵商工業協組)、会長挨拶に池田政弘会長(東京都製麵協組)来賓挨拶に鳥居憲夫全国製麵協組連合会長が述べ、乾杯を前場敏男全国製麵協組連理事・顧問がされた後、情報交換を行った。

出席者全員が、1人ずつ自社の状況報告を行なった後、主に、コロナ禍における感染予防対策の取組みと影響、H A C C P制度化への対応等について、出席者夫々が意見、情報交換を行なった。

閉会の言葉を秋田勇人監査(愛知県製麵工業協組)が述べ、令和3年度通常総会は愛知県名古屋市内において、6月5日(土)に開催する予定であることを報告した。

・22日(日) 視察
親睦・観光をかねて奈良市内を視察した。

セーフティネット 保証4号の指定期間 の延長について

令和2年11月20日
中小企業庁

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間を3ヶ月延長します。

概要

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が令和2年12月1日となっておりますが、全ての都道府県の調査及び要請を踏まえ、期間を3ヶ月延長し、令和3年3月1日まで指定期間を延長することを予定しております。

・セーフティネット保証の指定期間とは、中小企業者の住所地在を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間をいいます。

・指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行、及び金融機関又は信用保証協会へのセーフティネット保証の申込みが指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となります。

・認定書の有効期間は認定の日から30日です。認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へセーフティネット保証の申込みをすることが必要です。

(注：指定期間の延長は、「認定申請を行うことができる期間の延長」であり、既に取得されている認定書の有効期間を延長するものではありませんので留意下さい。)

nippon

めん用粉 桜小町

nippon



桜小町

NET 25kg

明るく冴えた色合いのめんが
でき上がります。粘弾性に優れ、
しなやかな食感が特長です。
変色も少なく生めん用にも適し
ています。

【灰分】0.37% 【たん白】8.3%

中華めん用粉 焰神(えんじん)

nippon



焰神

NET 25kg

茹で伸びの遅い中華めん
仕上がり、美味しさが最後まで
続きます。
弾力のある食感が特長です。

【灰分】0.34% 【たん白】11.5%



おいしいめん作りは
まず小麦粉選びから。

日本製粉株式会社

https://www.nippon.co.jp

東京支店 TEL.(03)3350-2440~1
関東支店 TEL.(03)3350-3604
仙台支店 TEL.(022)711-1157

名古屋支店 TEL.(052)203-1243
大阪支店 TEL.(06)6448-5745
高松営業所 TEL.(087)851-5220

広島支店 TEL.(082)243-2200
福岡支店 TEL.(092)451-5711
札幌支店 TEL.(011)261-2481

事業所における新型コロナウイルス感染予防 対策に関する基本的なガイドライン

令和2年7月27日

全国製麺協同組合連合会
全国めん類衛生技術センター

本ガイドラインは、事業所は職場における感染予防対策の取組み、感染症拡大防止につながることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講じます。なお、本ガイドラインの内容は、今後も感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定などを踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとなります。

1. 予防対策の徹底

(1) 具体的な対策

- 1) 代表者が率先し、感染予防のための対策の策定、変更について検討し体制を整える。
- 2) 従業員に対し、感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な教育を行う。
- 3) 行政、業界団体などを通じて、感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- 4) 3つの条件（3つの密）を避けるための取組みを行う。
（飛沫感染と接触感染の防止）
- ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ② 密集場所（多くの人が密集している）

(2) 具体的な取組み

- ③ 密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）
人と人との距離をとること（Social distancing：社会的距離）
- 1) 換気の徹底（密閉空間を避ける）
製造加工施設が換気の悪い空間となることを避けるため、食品の衛生管理に支障を及ぼさない範囲で適切に行う。
① 換気設備を適切に運転、管理し、室内の換気に努める。
- ② 換気設備が不十分な場合には、窓やドアを定期的に開放する。
ア. 1時間に2回以上、窓を開け換気する。
イ. 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
ウ. なお、機械換気の場合は、窓開放との併用は不要である。
- 2) 社会的距離の確保（密集・密接場所を避ける）
① 対人距離を確保するため、業務の手法や導線について点検する。
② 製造加工施設の規模などに応じて、以下のような取組みを適切に行う。
ア. 休憩中などにおいても従業員

員自らが対人距離の確保に努める。
ア. マスク、ヘアネット、使い捨て手袋、作業着などを着用する。
イ. 距離を保持

近距離での会話や発声の抑制
人と人との間の目安は、1メートル以上
会議などでの会話、発声時は、2メートル以上

ウ. 外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避ける。

3) 清掃、消毒

日頃から一般的な衛生管理が行われているが、特に以下のような点を留意して取組みを強化する。

① 製造加工施設の入口及び施設内

ア. 消毒設備などを入口及び施設内に設置する。

イ. 始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。

イ. また、水道が使用できない環境下では、手指の消毒液（霧吹き、ジェルなど）を配置する。

② トイレの清掃

ア. 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場合は清拭消毒を行う。
イ. トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

ウ. できる限り、使い捨てペーパータオルを使用する。
なお、ハンドドライヤー、共通のタオルは使用しない。

エ. 便座やドアノブを介しての感染

を防止するため、使用後の手洗いと手指の消毒を徹底する。

③ 鼻水・唾液がついたゴミの処理

ア. ビニール袋に入れて密封し縛る。
イ. ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、消毒液・石鹸と流水で手を洗う。なお、使用済みのマスクや手袋は、別の容器にて管理する。

④ 不特定多数の者が触れる場所

ドアノブなど、不特定多数の者が触れる場所は、定期的に消毒を行う。
設備、器具

① 生産設備の制御パネル、レバーなど

作業中に従業員が触れる箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業に当たる。

② 工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具は、共有を避ける。共有する工具は、定期的に消毒を行う。

③ ドアノブ、電気スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備は、頻繁に洗浄、消毒を行う。
④ ゴミはこまめに回収する。

※ 設備、器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備、器具に最適な消毒液を用いる。

5) 休憩室、社員食堂

感染リスクが比較的高いと考えられる。

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ② 可能な限りマスクを着用し、不要な会話はできるだけ避ける。
- ③ 常時換気する。
- ④ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ⑤ 入退室の前後に手洗い、消毒をする。

6) 更衣室

多くの従業員が利用する。

- ① 一度に入室する人数を減らし、密集、密接を防ぐ。
- ② 可能な限りマスクを着用し、不要な会話はできるだけ避ける。
- ③ 窓やドアを定期的に開けるなど、室内の換気をする。
- ④ 入退室時に手洗い、消毒をする。

7) 事務所（室）での感染予防対策

- ① 飛沫感染を避ける
- テレワークの推進、換気、マスク着用、不要な会話はできるだけ避ける。
- ② 接触感染を避ける

ア. 物品、機器などは、複数人での共有をできる限り回避する。モバイル機器や電話、コピー、FAX など

イ. できない場合は、定期的な消毒を行う。

ウ. 人事や経理など、テレワークが難しい部署でも、できることから改善していく。

（決済など押印システム、ペーパーレス化、フレックス、時差出勤など）

エ. 受注センターや苦情対応部署など、テレワークができない部署は、席などの間隔を広く取り、換気を強化し、ブース化を進め、ヘッドセットやモバイル機器などの設備は、できるだけ共有を避けることが望ましい。

8) 事業所、製造加工施設への立入り

取引先などを含む外部関係者の立入りは、必要性を含め検討し、立入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染予防対策を求める。

このため、予め、これらの外部関係者が所属する企業などに、事業所、製造加工施設内での感染予防対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

9) その他、感染予防、健康管理に関する指導など

従業員に対し、感染予防対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで感染症対策専門家会議が発表している「人と人の接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式」の実践例」を周知するなどの取組みを行う。また、従業員に対して、感染防止のための基本的な対策として、以下のような指導を行う。

※感染防止のための基本的な対策（従業員への指導）

1. 感染防止のための3つの基本

(1) 基本的距離の確保

- 1) 人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける。
- 2) 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 2) マスクの着用

(2) マスクの着用

- 外出時、屋外にいるときや会話をする時は、マスクを着用する。
- 1) 鼻と口の両方を確実に覆う。
- 2) ゴムひもを耳にかける。
- 3) 隙間のないよう鼻まで覆う。

(3) 手洗い

- 手洗いは、30秒程度かけて水と洗剤・石鹸や手指消毒薬で丁寧に洗う。
- 1) 流水でよく手をぬらした後、洗剤・石鹸をつけ、手のひらをよくこする。
- 2) 手の甲を伸ばすようにこする。
- 3) 指先・爪の間を念入りにこする。
- 4) 指の間を洗う
- 5) 親指と手のひらをねじり洗います。
- 6) 手首も忘れずに洗う。

※手洗いの前に

- ① 爪は短く切っておく。
- ② 時計や指輪は外しておく。

- 2. 3つの密の回避などの徹底
- (1) 3つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について、周知徹底する。
- (2) 咳エチケットを徹底する。

- 1) マスクを着用する。（口・鼻を覆う）
- 2) マスクがない場合、ティッシュ・

ハンカチで口・鼻を覆う。

- 3) とつさの時、袖で口・鼻を覆う。
- (3) こまめな換気をする。

3. 日常的な健康状態の確認

- (1) 出勤前に体温の測定と記録を実施する。

(2) 出社時などに、日々の体調（風邪症状や発熱の有無など）を確認する。

ア. 発熱、咳など、比較的軽い風邪の症状が、4日以上継続した場合

イ. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状がある場合

ウ. 高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある

方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている

方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

エ. 感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

4. 一般的な健康確保措置

(1) 長時間の時間外労働などを避けるなど、疲労を蓄積しないように配慮する。

(2) 十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど、健康管理を行う。

5. 「新しい生活様式の実践例」で示された働き方の新しいスタイルの取組み状況

(1) 通勤時には、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らす方法を活用する。

(2) 十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど、健康管理を行う。

(3) こまめな換気をする。

2. 感染者が発生したときの対応

(1) 感染症発生時の感染者、濃厚接触者への対応

1) 感染者発生 の 把握

① 事業所は、感染者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について保健所、医療機関の指導を受け、指示に従う。

② また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

2) 濃厚接触者 の 確定

医師の届出などで、感染者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請などを行うこととされている。このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることになる。

3) 濃厚接触者 へ の 対応

① 事業所は、濃厚接触者と確定された従事者に対し、保健所の連絡先を伝達する。
② 速やかにPCR検査を実施させる。

1) 時差出勤
2) ローターション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)

3) 変形労働時間制

4) 週休3日制

5) 公共交通機関を利用しない方法
(自家用車・自転車通勤)

③ 陰性であっても14日間自宅待機させる。
※濃厚接触者については、速やかに陽性者を見出す観点から、検査対象者とし、PCR検査を実施させる。

陰性だった場合にも、濃厚接触者は「患者(確定例)」の感染可能期間の最終曝露日から14日間は健康状態に注意を払い、自宅待機する。この際、健康観察期間中には何らかの症状を発症した場合には検査を直ちに実施する。

無症状病原体保有者の濃厚接触者についても健康観察の対象者とし、陽性確定に係る検体採取日の2日前から感染可能期間として入院などされるまでの期間に接触した者を濃厚接触者とする。検査についても有症者の濃厚接触者と同様の対応とする。

(2) 製造加工施設、設備などの消毒の実施

1) 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域(製造加工施設、設備、事務室など)の消毒をする。

2) 消毒は、保健所の指示に従って実施するのが望ましい。しかし、緊急を要し、自ら行う場合は、感染者が勤務した区域(製造加工施設、設備、事務室など)のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すりなど)を中心に、
① アルコール(エタノールまたはイソ

プロパノール)(70%)

上記①がない場合は、

② エタノール(60%)

③ 次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)
で拭き取りなどを行う。

3) 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設などは、操業停止や食品破棄などの対応を取る必要はない。

(3) 業務の継続

1) 重要業務の継続

① 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品や関連する業務を選定し、重要業務として継続するために必要な人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液など)などを把握しておく。

② 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系、情報共有体制、人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

原則通常どおりの業務

(人員体制)

早出・残業などで業務対応

〔第2段階〕

(業務の内容)

重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

小規模事業所の場合は業務全体の休止も含めた判断

(人員体制)

早出・残業などで業務対応に加え、他部門からの応援

2) 食料品の安定供給の確保

小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会などに相談し、顧客への供給の確保に努める。

以上

【参考】

1. 「食品産業界事業者の従業員に新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応および事業継続に関する基本的なガイドライン」：農林水産省

2. 「食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」：一般財団法人食品産業センター(5月14日)

3. 「製造事業場における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」：一般社団法人日本経済団体連合会(5月14日)

目

〔参考〕
継続体制
事業所は、従業員の確保状況に応じて段階別の業務継続体制を決定する。
〈第1段階〉
(業務の内容)

新型コロナウイルス感染症の陽性者などが発生した場合における衛生上の職場の対応ルール

令和2年7月27日

全国製麺協同組合連合会
全国めん類衛生技術センター

事業所・職場に、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）や濃厚接触者が発生した場合に当たって参考となるよう、事業所・企業の取組み事例を取りまとめたものです。事業所・企業の実態に応じて、ご活用ください。

性肺疾患など）がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。4) 感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。5) 無臭・味覚がない場合。

1. 従業員が発熱などの感染の疑いのある症状などがある場合

(3) PCR検査の実施

(1) 速やかに事業者（担当者か代表者）に報告（連絡）

1) PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに事業者（担当者か代表者）に報告する。

(2) 自宅待機（出勤しない・させない）

事業者は、従業員に対して、自宅待機（出勤しない・させない）をさせる。

※従業員への指導

以下の症状がある場合は、保健所に問い合わせる。

1) 発熱、咳など、比較的軽い風邪の症状が、継続して出ている場合。

2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠）、高熱などの強い症状がある場合。

3) 高齢者、妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞

受ける。

（濃厚接触者の自宅待機など）

2) 保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え

① 保健所との窓口となる担当者（総括衛生管理者など）を決めておく。

総括衛生管理者などと保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

② 感染者（陽性者）の勤務状況や従事（担当）している場所、製造加工施設、事務室の見取図を準備しておく。

3) 感染者の人權に配慮する
感染者の人權に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。

3. 製造加工施設の消毒などが必要になった場合

(1) 保健所などより指導・指示がある場合
保健所が必要と判断した場合、その指示に従う。

(2) 特段の指示がない場合（緊急を要し、自ら行う場合も含む）
事業所は、以下の方法によって実施する。

1) 消毒を行う箇所（拭き取り清掃）
感染者（陽性者）の従事した区域・場所（陽性者が接触したと考える箇所）

① 事務室

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁、など

② 共有スペース

食堂や会議室の椅子や机、ロッカー、部屋のドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバーと便座、など

2) 使用する消毒液や使用方法

1) アルコール（エタノールまたはイソプロパノール）（70%）

2) アルコール（エタノールまたはイソプロパノール）（70%）が入手できない場合
エタノール（60%台）または、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で、清拭などをする。

3) 消毒時に使用する保護具
清掃、消毒を行う者

① 使い捨て手袋、マスク、ゴーグルなど
眼を保護するものなどの保護具を着用する。

② また、手袋は滅菌したものでなくてもよいが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後、手袋を外した後に流水、洗剤・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコールなどによる手指の衛生を必ず行う。

【参考】

1. 「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応および事業継続に関する基本的なガイドライン」：農林水産省

以上

(別添) 職場における一層の対策強化

○職場における感染防止も、早期検知しにくいクラスター対策として極めて重要であり、テレワークの更なる推進や効果的な換気、「5つの場面」の周知徹底等を進めていく。

課題

業務中よりは、マスクを外す喫煙や昼食時などの休憩等でクラスターが発生している。また、接触機会を減らすためテレワーク、時差出勤等を一層推進することにより、感染機会を減らす努力が求められる。

具体的な対策

- 体調の悪い方は出勤しない・させない、産業医との連携
- テレワーク、時差出勤等のさらなる推進
(11月はテレワーク月間)
- CO2濃度センサーを活用した換気状況の確認、寒冷な場面での換気等の徹底
- 5つの場面の周知、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室)に注意すること



経済界への周知、勧奨

国がIT導入補助金、持続化補助金で支援!

店舗等での感染防止策の確実な実践

○会食で感染が広がるケースが増えていることを踏まえ、専門家の御意見も聞きつつ、早急に業種別ガイドラインの改訂、強化を行う。

課題

これまでの経験や新たな知見等に基づいて、業種別ガイドラインの実効性をより高めるとともに、現場で確実に実践する必要がある。

- (飲食店におけるクラスターの発生要因の一例)
- ・発症者の向かいに座った者が感染していた。
 - ・マスクやフェイスシールドを着用していなかった。
 - ・大きな声で長時間会話していた。

等

具体的な対策

多数のクラスターが発生している飲食場面での感染管理を徹底するため、専門家・関係業界等による分析、協議を深め、早急に飲食関係ガイドラインを改定進化・徹底する。具体的には、以下のような取り組みを強化する。

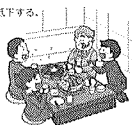
- ・パーティションの活用
- ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用(食事用のマスクの活用を含む)
- ・斜め向かいに座る
- ・CO2濃度センサーを活用し、換気状況が適切か確認

(別添参考)

感染リスクが高まる「5つの場面」

1. 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気が高揚すると同時に注意力が低下する。また、酔いが浅直し、大きな声になりやすい。
- 特に個室などで仕切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや食などの共用が感染のリスクを高める。



2. 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、席を伴った飲食、深夜のしごき等で、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



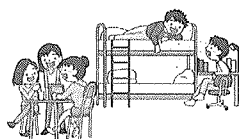
3. マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクドリップ感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの会話としては、斜め向かいなどの事前対策が実施されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



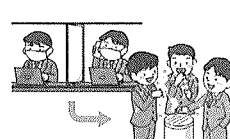
4. 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり増殖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の調理・トイレなどの共用部分での感染が疑われる事例も報告されている。



5. 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の短みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙室、更衣室での感染が疑われる事例も確認されている。



平素から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき感謝申し上げます。「新型コロナウイルス感染症対策の観点から」

新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について(協力依頼)

令和2年11月17日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

らの年末年始の在り方について(令和2年10月23日付事務連絡)にて、「年末年始に関する分科会から政府への提言」及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」の周知についてご協力いただいたところですが、今般、第46回新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「今般の感染拡大に対応したクラスター対策のさらなる強

化等について」が取りまとめられ、「職場における一層の対策強化(別添参照)において、テレワークの推進や感染リスクが高まる『5つの場面』の周知等について進めていくとされたところです。各府省庁におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、別添の内容について適切な履行に取り組んでいただくとともに、所管団体への周知徹底をお願いします。

インフルエンザとの 同時流行に備えて

① インフルエンザ流行前に予防対策を！

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行の可能性があるため、早めの対応が必要です。

2つの感染症は発熱などの症状が類似していることから、症状だけで見分けることが難しく検査が必要になります。

・発熱などの症状がある場合

かかりつけ医など地域の医療機関へ電話で相談

← 受診が必要な場合

← 医療機関の指示に従って受診

医師の診断により、受診した医療機関やPCRセンターで検査

② 医療機関に電話する前の確認

1. 「3つの密」の状態で過ごす時間があったか。

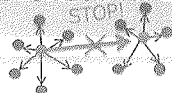
2. 発熱症状のある人が身近にいたか。

3. いつから、どんな症状があったか。

参考（東京都発熱相談センター）

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

＜感染経路の特徴＞

※「小規模患者クラスター」とは、感染経路が通じている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ピュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の感染情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生時の早期認知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていきため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

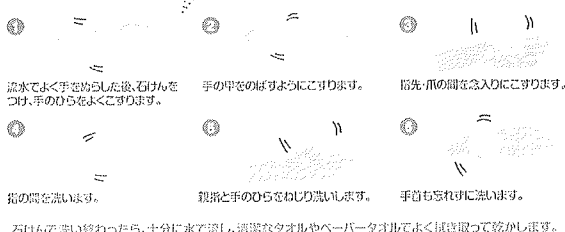
厚生労働省 令和2年3月1日版

感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方



② 咳エチケット

3つの咳エチケット



正しいマスクの着用



首相官邸 厚生労働省 厚労省

こだわりの品質、日東富士の麺用粉

天壇	中華麺用 特撰 麵王	特貴公子	麵義典	赤七福神	かがみ

日東富士製粉株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川1-3-17 TEL:03-3553-8781 (代表)

<https://www.nittofuji.co.jp/>

人と人の接触機会を減少させ、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを少しでも減少させるため、

- ①自らの所属省庁においても、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただく、
 - ②所管する関係団体等に対して、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただくよう働きかけていただく、
- という2点へのご協力をよろしく申し上げます。

事務連絡
令和2年12月1日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について
(依頼)

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況です。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理からは、感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただきました。

そこで、本日の閣議後閣僚懇において西村国务大臣から御発言がございましたとおり、関係省庁におかれましては、人と人の接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、神前、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

(参考)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について

令和二年十二月一日（火）閣僚懇

西村 国務大臣 発言要旨

一 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの推進について、御協力をいただき御礼申し上げます。

二 新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、十一月以降増加傾向が強まり、二週間で二倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっています。

三 十一月二十七日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただいたところです。

四 そこで、関係省庁におかれましては、人と人の接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、十一月の推進月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」についてお知らせします。

休業支援金・給付金の対象となる休業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、本来予定していた就労の日に労働者を休ませることをいいます。

休業支援金・給付金の支給に当たっては、原則として、労使で共同して作成した支給要件確認書により確認します。「支給要件確認書」において事業主が労働者を休業させた事実が確認できれば、労働契約書などの添付書類は不要です。

(注) 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により店舗が入居しているショッピングセンター等の施設全体が休館して休業となった場合など、外的な事業運営環境の変化に起因する場合であっても、事業主が労働者を休業させたことに当たります。

日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて

これらの方についても、休業前の就労の実態や、下記のケースなどを踏まえ、申請対象期間に事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成していただければ、休業支援金・給付金の対象となります。

また、「支給要件確認書」において休業の事実が確認できない場合であっても、以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

1 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース

2 休業開始月前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

留意事項

- ・ 支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。その場合、都道府県労働局から事業主に対して、確認や協力依頼を行います。
- ・ 都道府県労働局から、事業主や申請者に関係書類の提出などを求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

既に不支給の決定通知を受けている方へ

本来、休業支援金は一度支給決定または不支給決定を受けた申請対象月については、その決定を変更することはできません。

ただし、「休業の事実」や「雇用の事実」が確認されないとして既に不支給決定を受けている方であっても、本リーフレットに掲載のケースに該当する場合には、改めて申請していただくことが可能です。その場合は、申請書等の申請に必要な書類に加えて不支給決定通知書の写しも提出してください。



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 対象となる「休業」に関するQ&A

Q1	「休業開始月前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能」とありますが、休業開始月前6か月のうち、1か月でも4日間就労していない月があるとこれに該当しないのでしょうか。
A1	「6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実」と記載したのは、「 <u>継続して一定の頻度で就労していた実績</u> 」を確認する趣旨で示したものです。したがって、 <u>一時的に就労できなかったやむを得ない事情があり過去6か月の間に月4日就労していない月が一部あった場合を一律に除外するものではありません。</u> 事情を個別に申し出ただけければ、労働局において適切に判断します。
Q2	「6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実」が確認できた場合、「新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向」の確認はどのような基準で行われますか。「新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではない」とのことですが、例えばどのような場合が該当するのでしょうか。
A2	新型コロナウイルス感染症の影響は、直接・間接問わず幅広い業種に出ていますので、新型コロナウイルス感染症による何らかの影響で事業活動に何らかの支障が生じ、その結果として、申請者を就労させなかったことが確認できれば、意向があったものとして取扱います。 また、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合としては、例えば、労働者本人の病気による入院や学業への専念などの労働者の都合により4月以降は就労しない予定であった、店舗自体が従前から閉店や改装を予定していた、といったような場合が考えられます。 こうした事実の有無については、労働局から労働者本人と事業主それぞれから確認を取るために連絡を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。仮に、事業主から明確な回答が得られない場合や協力が得られない場合であっても、上記のような新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情が確認されない場合は、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。
Q3	リーフレットが公表された10月30日以降に不支給決定通知書が送られてきた場合、再度の申請はできないのでしょうか。
A3	リーフレットに記載されたケースに該当する場合には、再申請いただくことが可能です。その場合には、申請書等の申請に必要な書類を再度用意いただくとともに、可能であれば「6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実」を確認出来る資料（労働条件通知書や給与明細、賃金台帳等）を同封の上、送付してください。加えて、不支給決定通知書の写しも提出してください。既に不支給決定通知書を処分等してしまっている場合は、申請書の備考欄にその旨記載していただくようお願いいたします。 なお、審査に当たって、労働者本人や事業主から労働条件通知書や給与明細、賃金台帳等の関係資料の提出を依頼することがありますので、ご協力ください。
Q4	事業主が、支給要件確認書の「休業させましたか」欄に「いいえ」とチェックしていても、リーフレットに記載の要件に該当すれば支給の対象となりますか。
A4	リーフレットに記載のケースに該当する場合であって、他の支給要件を満たしている場合には支給対象となります。その際、労働者・事業主双方に労働局から必要な事項の確認等をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。



中小企業事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する
労働者への周知及び労働者本人の申請への協力要請について
～厚生労働省からのお願い～

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金・給付金」といいます。）の申請に当たっては、事業主から、当該事業主が休業の事実などを証明していただく必要がありますが、一部の労働者、特に日々雇用契約を繰り返している方やシフト制で働く方については、就労日が必ずしも明確ではないことに起因して、協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるとの声をいただいています。

こうしたことから、厚生労働省において、改めて事業主の皆さまに協力をお願いするとともに、休業支援金・給付金の対象となる「休業」を明確化しお知らせするためのリーフレットを作成しました。厚生労働省といたしましては、休業支援金・給付金の支給対象となり得る方に広く当該リーフレットの内容を周知し申請をいただけるよう、各業種団体様に御協力をお願いしているところです。

つきましては、各中小企業事業主の皆様におかれましては、別添リーフレットを御参照の上、

- ◎ リーフレットの内容を踏まえ、御社で働かれている労働者の中で支給対象に該当し得る方がおられましたら、当該労働者の方への同リーフレットを周知し、申請が可能である旨の案内を行うこと
- ◎ 労働者御本人（4月以降、既に御社を離職されている労働者を含む）が申請を行う場合に必要となる書類への記載等を行うこと

について、御協力くださいますようお願い申し上げます。

☆ 休業支援金・給付金に関するお問い合わせ先

《厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター》

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給に当たり、事業主の皆さまのご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給する制度です。なお、事業主の負担はありません。

- ① 令和2年4月1日から12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方

「支給要件確認書」の記載について～事業主の皆さまへご協力のお願い～

休業支援金・給付金の支給に当たっては、労働者が申請する際に申請書に添付する「支給要件確認書」に、休業の事実などを証明いただく必要があります。

円滑な支給のため、「支給要件確認書」の記載についてご協力をお願いします。

《注意事項》

- ・ この支給要件確認書の記載は、休業支援金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第26条の休業手当の支払義務の該当性について判断するものではありません。
- ・ 申請には労働保険番号が必要です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。
- ・ 労働者が休業支援金の支給申請をしたことのみを理由として、当該労働者の解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行った場合、労働契約法に照らして無効等となる場合があります。また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。

休業支援金の申請に関する職場のトラブルについて～労働者の皆様へ～

休業支援金の申請に関連して、解雇、雇止めなど職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

休業支援金に関するお問い合わせは

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

その他、休業支援金に関するQ & Aや、申請書等は厚生労働省HP特設サイト（下記URL）に掲載しています（「休業支援金」等で検索ください）。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



～ 商業施設等の管理者の皆さまへ ～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

- ✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

① 窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

※ 冷暖房設備本体に屋内空気を取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに注意してください。

- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用※しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うこと。
※ 加湿器を併用することも有効です。
- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- ◆ 一方向の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分 5m^3 程度以上のものを使用すること。
 - ◆ 人の居場所から 10m^2 (6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
 - ◆ 空気のだよみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること*。
- ※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる機械換気設備等が設置された商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量(一人あたり毎時 30m^3)を確保すること。
- 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を 18°C 以上かつ 40% 以上に維持すること。

参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が 1000ppm を超えていないかを確認することも有効です。

- 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度($415\text{ppm}\sim 450\text{ppm}$ 程度)に近いことを確認してください。
- 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも 50cm 離れたところに行ってください。
- 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
- 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動(窓開け等)をあらかじめ伝えてください。
- 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない*ことに留意してください。

※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げることはできないためです。